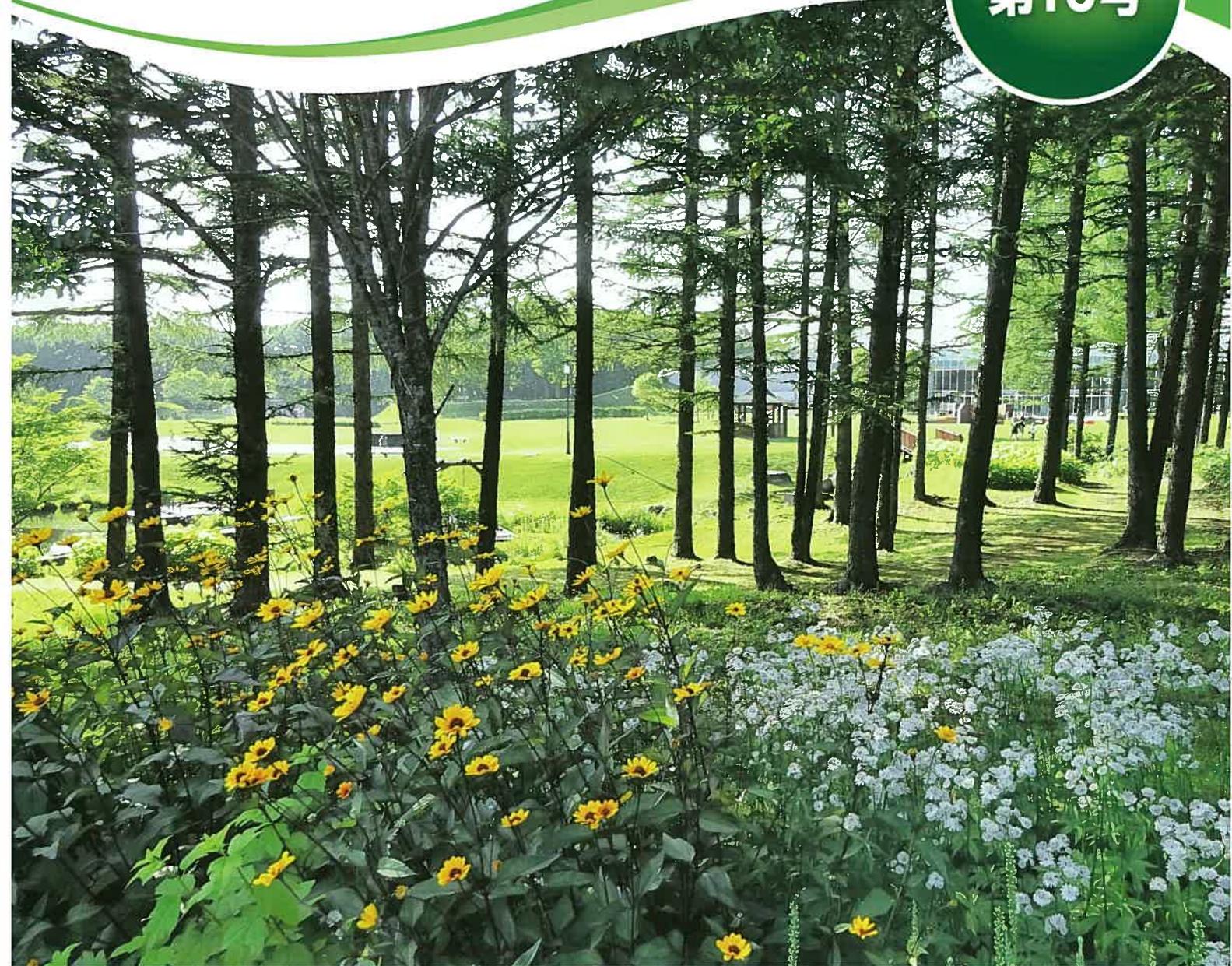


令和元年6月

# 協議会情報

根室管内4町でがんばる事業主の皆さんを応援！

第16号



## 1. 令和元年度の協議会事業について

国(厚生労働省)の委託を受け、今年度も季節労働者の通年雇用化を支援する事業が始まっています。

昨年度の北海道内の雇用情勢について北海道労働局は、有効求人倍率が3年連続で1倍を上回った・新規求人数や正社員の有効求人倍率が9年連続で前年度を上回ったなどのことから、「改善が進んでいる」としています。当協議会におきましては、去る6月10日(月)、中標津町役場におきまして令和元年度総会が開催され、事業計画・予算が承認されましたことから、状況を見守りながら引き続き通年雇用化支援事業に取り組んでまいります。

## 2. 事業のご紹介について

根室管内4町通年雇用促進協議会が実施する「通年雇用支援事業」は、季節的雇用の事業主に通年雇用に向けた支援づくりをする事業の推進や、季節労働者の方々が通年雇用しやすい環境を整えることが主な使命であり、厚生労働省の委託事業として実施しております。令和元年度は次の事業に取り組む予定です。

### 1 協議会自らが提案し実施する事業(厚生労働省委託事業)

#### 1. 雇用確保に係る事業(事業主を対象)

実施事業	内 容	回 数	実施地域	予算額等
①通年雇用化セミナー実施事業 (季節的事业所向け)  (10月～11月頃)	地域の事業に対し、国の助成制度の解説や経営多角化などによる通年雇用化の事例紹介、また労働者のスキルアップ支援策等についてのセミナー及び個別相談会を開催します。	1回	中標津町	471千円
②情報提供事業 ・季節的事业所向け情報誌等の作成、配布 (6月/3月)	情報誌を作成・配布し、地域企業に通年雇用化に係る各種情報等の提供啓発を促します。	2回	4町全域	678千円
・事業カレンダー (4月)	事業カレンダーポスターを作成、配布します。	1回		
③通年雇用化実態調査事業 (10月)	季節的事业所に対し通年雇用化への支援制度の利用状況や取組の実情・要望などについての調査を行い、調査結果を冊子にまとめ、各事業所へ配布いたします。	1回	4町全域	581千円

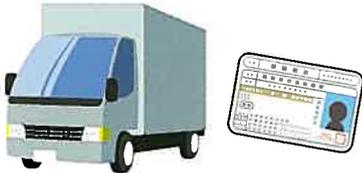
## 2. 就職促進に係る事業 (季節労働者を対象)

実施事業	内容	回数	実施地域	予算額等
①情報発信事業 ・季節労働者向け情報誌の作成、配布 (7月/11月/3月)	季節労働者向けに「協議会だより」として年3回、情報を発信します。	3回	4町全域	660千円
・啓発リーフレットの作成、配布	啓発リーフレットを作成し、配布します。	随時		
②通年雇用化実態調査事業 (11月)	季節労働者の方を対象に、就労の現状や課題、要望等についての調査を行い、調査結果を冊子にまとめ配布します。	1回	4町全域	719千円
③建設オペレーター人材育成研修事業 (通年)	建設業界が必要とする人材の確保と育成を図るため、建設オペレーターの資格取得を支援します。資格取得による通年雇用化が見込まれることから、更なる促進を図ります。 	12講習	実施機関 中標津町	4,414千円
④土木施工管理技士資格取得支援事業 (5月～10月)	土木建築業で需要が高まり、就転職においても大きな強みとなる土木施工管理技士資格(2級)取得の支援策として受験準備講習を行い、次世代の人材育成を支援します。	1講習	実施機関 中標津町	1,029千円

## 2 地域自らが実施する事業 (協議会単独事業)

### 1. 情報管理に係る事業

実施事業	内容	回数	実施地域	予算額等
①協議会事業案内、事業所季節労働者情報の登録・管理事業 (通年)	対象となる季節事業所の名称、業種、経営規模等、季節労働者の氏名等の登録・更新により事業実施への活用を図ります。	随時	4町全域	331千円

実施事業	内容	回数	実施地域	予算額等
②協議会ホームページ運営事業 (通年) 	組織の紹介、事業概要、国の助成制度の紹介や各種セミナー開催の案内等の情報を広く提供します。	随時	4町全域	66千円
<b>2. 就職促進に係る事業</b>				
①人材育成研修事業 (通年)	建設業界が必要とする人材の確保・育成を図るため、労働安全衛生法に規定する特別教育の受講を支援します。	7講習	実施機関 中標津町	675千円
<b>3. 季節労働者資格取得支援事業</b>				
①季節労働者資格取得支援事業 (通年) 	季節労働者が通年雇用に至る資格を取得した場合に、費用の3割を助成。 (1名の限度額 10万円) ※助成金活用分は北海道が全額負担します。	随時	指定機関	237千円

## 3. 協議会事業への参加について

本年度も引き続き事業主の方を対象に協議会事業の情報提供をさせていただき、季節労働者の登録をお願いしております。平成31年3月末現在、当協議会にご登録いただいている事業所及び季節労働者数は、下記のとおりです。

	登録事業所	季節労働者
中標津町	137社	255名
別海町	83社	55名
標津町	59社	65名
羅臼町	119社	153名
<b>計</b>	<b>398社</b>	<b>528名</b>



通年雇用促進支援事業により通年で雇用された季節労働者の方がいらっしゃいましたら、協議会へお知らせ下さいますようお願い致します。

また、当協議会ホームページでは常に新しい情報の発信を心がけております。ぜひご活用下さい。

根室管内4町通年雇用促進協議会ホームページ <http://www.yac-net.co.jp/n4cho-koyou/>

2019年4月より

働き方改革関連法の施行が  
すでに一部始まっています!

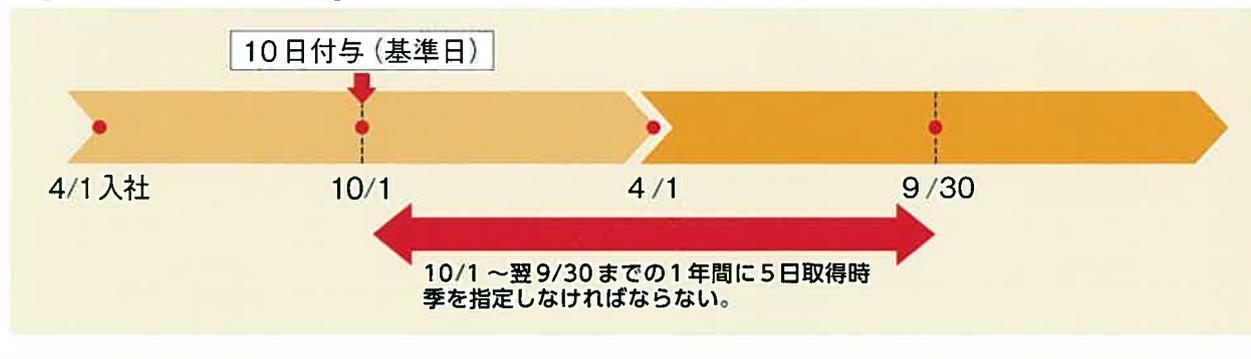
## 年5日の年次有給休暇の 確実な取得が義務付けられました

年次有給休暇は原則として、労働者が請求する時季に与えることとされていますが、職場への配慮やためらい等の理由から取得率が低調な現状にあり、年次有給休暇の取得促進が課題となっています。このため労働基準法が改正され、**2019年4月から、全ての企業において、年次有給休暇が10日以上付与される労働者に対し、そのうちの年5日について使用者が時季を指定して取得させることが必要**となりました。

### ▶ 時季指定義務のポイント



【(例) 4/1入社の場合】



- ◆対象者は、年次有給休暇が年10日以上付与される労働者(管理監督者、有期雇用労働者を含む)に限ります。
- ◆労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日(基準日)から1年以内に5日について、使用者が取得時季を指定して与える必要があります。
- ◆労働者が自ら申し出て取得した日数や計画的付与で取得した日数については、5日から控除することができます。
- ◆時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取し、その意見を尊重するよう努めなければなりません。
- ◆使用者は、労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。

働き方改革の意義を十分に理解し前向きに取り組むための相談窓口として、各都道府県に「働き方改革推進支援センター」が設置されています。(相談無料)

北海道働き方改革推進支援センター

TEL: 0800-919-1073

## 協議会を構成する団体

### ■ 自治体

北海道・中標津町・標津町・羅臼町・別海町

### ■ 経済・産業団体

中標津町商工会・別海町商工会・  
標津町商工会・羅臼町商工会・  
中標津建設業協会・別海町建設業協会・  
標津建設業協会・羅臼建設業協会

### ■ 労働関係団体

連合北海道中標津地区連合会  
連合北海道別海地区連合会  
連合北海道標津地区連合会  
連合北海道羅臼地区連合会

### ■ オブザーバー

ハローワークねむろ



## 根室管内4町通年雇用促進協議会

### 事務局

〒086-1197 標津郡中標津町丸山2丁目22  
中標津町役場 経済振興課商工労働係

### お問い合わせ先

〒086-1013 中標津町東13条南7丁目 労働会館内  
TEL・FAX (0153) 72-6789  
E-mail n4cho-tsuunen-koyou@bz03.plala.or.jp  
URL <http://www.yac-net.co.jp/n4cho-koyou/>